

旅券を亡失（盗難又は紛失）した際の措置について

1 当地警察当局より、犯罪等により旅券等を盗難・紛失した場合には、最初に盗難・紛失した地区を管轄する警察署において盗難届又は紛失届を提出し、その後、以下地図にあるツーリストポリスからポリス・レポート（盗難届受理証明書又は紛失届受理証明書）を受領するよう指導されています。なお、盗難・紛失した地区を管轄する警察署の場所が不明な場合には、以下ツーリストポリスに照会の上、場所を確認してください。

<ツーリストポリス所在地>#11 Eo Street. 158, Sangkat Beong Rang, Khan Daun Phnom Penh.
電話 089-282-838, 012-330-809



2 日本大使館開館時間（平日 8:00～12:00 及び 14:00～16:30）に以下のものを持参する。

(1) 新規旅券（5年又は10年）を希望の場合（※12歳未満は5年旅券のみ）

① 上記ポリス・レポート

② 顔写真2枚（45mm×35mm）

③ 旅券発給手数料（5年旅券…395,000 リエル、10年旅券…570,000 リエル、12歳未満用5年旅券…215,000 リエル）

④ 戸籍謄本原本（3ヶ月以内に発給されたもの）

(2) 「渡航書」を希望の場合

※ 「渡航書」は日本に帰国する為の書類で、第3国に入国すること及び、「渡航書」に記載された乗り継ぎ国以外の国で飛行機を乗り継ぐことは出来ません。（「渡航書」に乗り継ぎ国を指定する必要があります。）

① 上記ポリス・レポート

② 顔写真2枚（45mm×35mm）

③ 渡航書発給手数料（90,000 リエル）

※ 手数料は必ずリエルでお支払下さい。（当館ではドルでの支払いは受付けておりません。）

3 「紛失一般旅券等届出書」、「一般旅券発給申請書」又は「渡航書発給申請書」を記載して当館に提出する。

4 当館から発給された「旅券」又は「渡航書」及び「カンボジア政府入国管理局宛のレター」を当地入国管理局に手数料 40 ドル（※手数料は変更することがあります。）と共に提出してカンボジアの出国許可を取得する。※（出国許可は通常 2～3 開館日後に発給されます。）

<入国管理局 :General Department of Immigration>

所在地 : No. 332, Russian Federation Blvd, Phnom-Penh (プノンペン国際空港の反対側)

電話 : 097-314-0999

開館時間 : 平日 8:00～12:00 及び 14:00～16:30

※「渡航書」の有効期間は帰国に必要な日数のみですので必ず有効期間内に出国して下さい。